

◇大阪市水道局事務専決規程の一部を改正する規程

- 1 職制改正に伴い、重要事項の調査等を所管する理事及び南部水道センター維持担当課長の専決事項を定めることにしました。
- 2 職制改正に伴い、技術的事項の総括を所管する理事、総務部長及び南部水道センター所長の専決事項を改めることにしました。
- 3 その他必要な規定の整備をすることにしました。
- 4 この規程は、令和8年4月1日から施行することにしました。

(水道局総務部総務課)